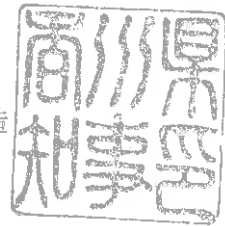


産業廃棄物処分業許可証

住所 香川県綾歌郡綾川町粉所東867番地8
氏名 有限会社中部クリーンセンター
代表取締役 鹿庭礼子
代表取締役 平尾富義
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

香川県知事 浜田 恵 造



許可の年月日 平成28年11月29日

許可の有効年月日 平成33年11月28日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (脱水処分に限る。) 業

最終処分 (埋立処分に限る。) 業

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

脱水処分: ①汚泥 以上

埋立処分: ①燃え殻②汚泥③廃プラスチック類④紙くず⑤木くず⑥繊維くず⑦動植物性残さ⑧ゴムくず⑨金属くず⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑪鉱さい⑫がれき類⑬ばいじん⑭産業廃棄物を処分するために処理したもの (ただし、③、⑨及び⑩にあっては自動車等破砕物を含み、③、⑩及び⑫にあっては石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり。

3. 許可の条件

(1) 上記の施設又はその設置場所を変更する場合は、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。

(2) 管理型埋立地については、保有水、放流水、地下水等を定期的に検査し、その結果を香川県知事に報告すること。

(3) 安定型埋立地については、浸透水、地下水等を定期的に検査し、その結果を香川県知事に報告すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり。

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下 余 白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 種類及び数量：汚泥の脱水施設 1基

設置場所：香川県綾歌郡綾川町粉所東字西下和田867番12 以上
(有限会社中部クリーンセンター管理型埋立地内)

設置年月日：平成11年4月23日

処理能力：16m³/日 (2m³/時間×8時間)

許可年月日：平成10年9月11日

許可番号：01-6-032

取り扱う産業廃棄物の種類：①汚泥 以上

(2) 種類及び数量：産業廃棄物の最終処分場 (管理型埋立地) 1基

設置場所：香川県綾歌郡綾川町粉所東字西下和田867番8、867番9、867番12、867番13、867番14、867番16、867番17、867番18、867番19、867番20、867番21、867番27、867番34、867番50、867番51、867番52、867番53、867番54、871番、872番、873番、873番2、874番1、874番2、874番3、875番、876番、877番1、879番5 以上29筆

設置年月日：平成11年4月23日

処理能力：埋立地の面積 12, 120m²、埋立容量 205, 895m³

許可年月日：平成10年9月11日

許可番号：18-6-019

取り扱う産業廃棄物の種類：①燃え殻②汚泥③廃プラスチック類④紙くず⑤木くず⑥繊維くず⑦動植物性残さ⑧ゴムくず⑨金属くず⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑪鉱さい⑫がれき類⑬ばいじん⑭産業廃棄物を処分するために処理したもの (ただし、③、⑨及び⑩にあつては自動車等破砕物を含み、③、⑩及び⑫にあつては石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上

(3) 種類及び数量：産業廃棄物の最終処分場 (安定型埋立地) 1基

設置場所：香川県綾歌郡綾川町粉所東字西下和田867番8、867番14、867番21、867番22、867番25、867番28、870番、871番、872番、873番、873番2、874番3 以上12筆

設置年月日：平成8年11月29日

処理能力：埋立地の面積 15, 088m²、埋立容量 126, 000m³

許可年月日：平成8年7月18日

許可番号：17-6-013

取り扱う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類②金属くず③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず④がれき類 (ただし、①、②及び③にあつては自動車等破砕物を除き、①、③及び④にあつては石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上

4. 許可の更新又は変更の状況

平成8年11月29日 (当初許可)

平成11年5月17日 (変更許可)

平成12年8月23日 (変更許可)

平成13年11月29日 (更新許可)

平成18年12月25日 (更新許可)

平成23年12月21日 (更新許可)

平成28年11月29日 (更新許可)

以 下 余 白